

# 平成 30 年度（第 29 回）

なかがわち みずぼうさい

## 中河内地域水防災連絡協議会

日 時：平成 30 年 5 月 25 日（金）14時から  
場 所：中河内府民センター4F 大会議室

### 次 第

#### 【第 1 部】

- (1) 開会挨拶
- (2) 出席者紹介
- (3) 平成 29 年台風 21 号の振り返りについて
- (4) 議案 1 「中河内地域水防災連絡協議会 規約の改正について」
- (5) 議案 2 「中河内地域の減災に係る取組みについて」
- (6) 意見交換
- (7) 報告事項「行政ワーキング結果の報告」

#### 【第 2 部】

- (8) 連絡事項 1 「平成 30 年度水防計画の改正点について」
- (9) 連絡事項 2 「水防、地震を含めた危機管理体制について」
- (10) 連絡事項 3 「タイムラインについて」
- (11) 連絡事項 4 「気象台からのお知らせ」
- (12) 意見交換
- (13) 閉会挨拶

#### 資料一覧

出席者名簿

配席図

議案 1 中河内地域水防災連絡協議会規約改正（改正案）

議案 2 中河内地域の減災に係る取組方針（案）

議案 2 説明資料 「中河内地域における現状の防災・減災に関する取組について」

報告事項 行政ワーキング結果の報告

資料 1 平成 30 年度版大阪府水防計画 改正の概要

資料 2-1 「平成 30 年度 水防・地震時体制について」

（八尾土木事務所・寝屋川水系改修工営所・東部流域下水道事務所・中部農と緑の総合事務所）

資料 2-2 動員体制及び会議の開催基準（自然災害他）（東大阪市）

資料 2-3 「八尾市地域防災計画」応急対策での動員計画

資料 2-4 柏原市の危機管理組織体制

資料 2-5 恩智川水防事務組合の水防体制について

資料 2-6 大和川右岸水防事務組合の水防体制について

資料 3 タイムラインについて（大阪府都市整備部事業管理室）

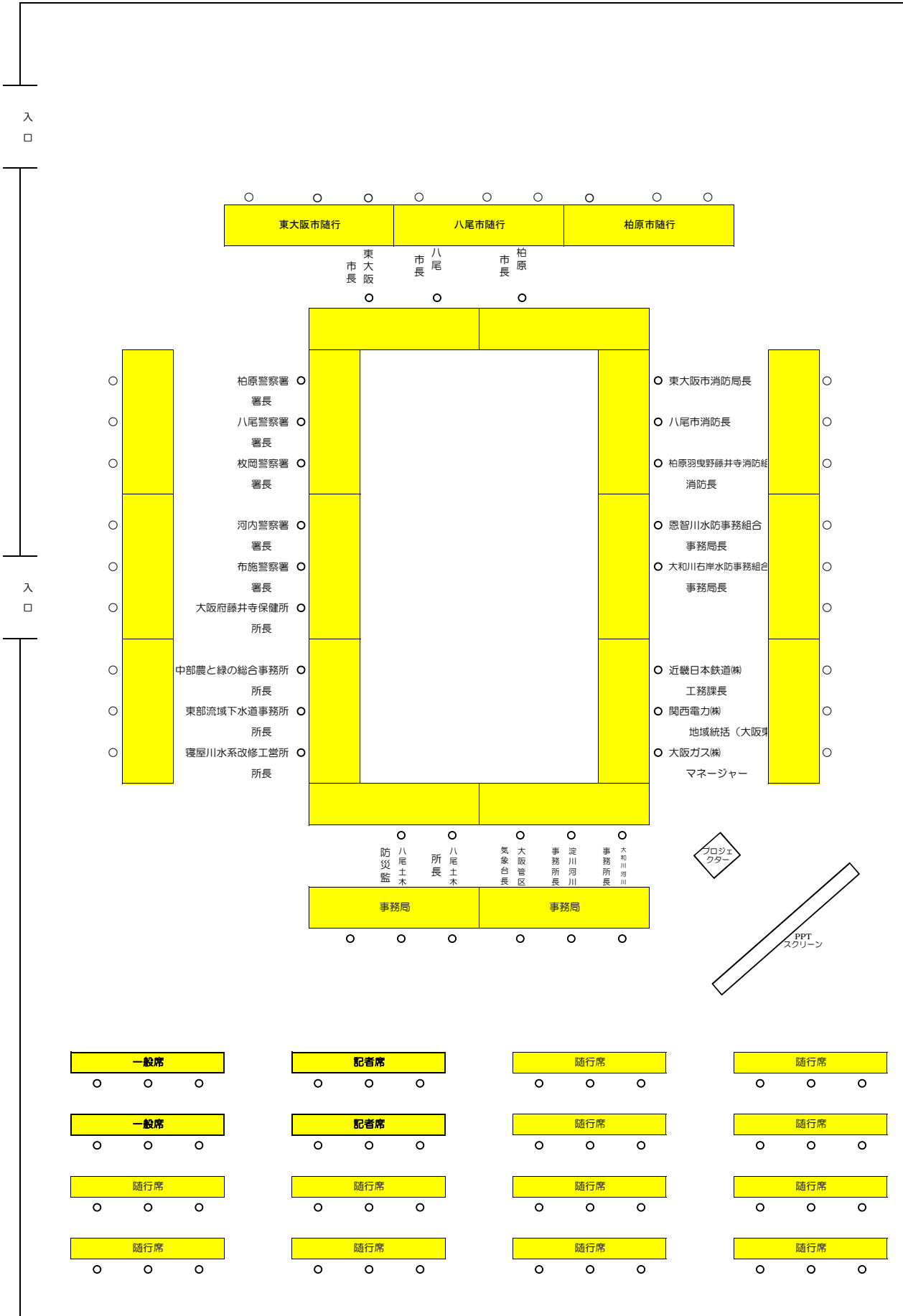
（話題提供）段階的に発表する防災気象情報の活用（大阪管区気象台）



## 出席者名簿

機 関	委 員	代 理
大阪管区气象台	竹内气象台長	畝田調整官
近畿地方整備局淀川河川事務所	東出所長	木瀬調整官
近畿地方整備局大和川河川事務所	大呑所長	榎本副所長
大阪府	松井知事【欠席】	
大阪府八尾土木事務所	田中所長	
大阪府八尾土木事務所	吉田地域防災監	
大阪府寝屋川水系改修工営所	宮武所長	
大阪府東部流域下水道事務所	小林所長	
大阪府中部農と緑の総合事務所	森田所長	
大阪府藤井寺保健所	高林所長	田中総括主査
東大阪市	野田市長	立花副市長
八尾市	田中市長	轉馬副市長
柏原市	富宅市長	
東大阪市消防局	樋口消防局長	
八尾市消防本部	藤原消防長	
柏原羽曳野藤井寺消防組合	片山消防長	
大阪府布施警察署	橋本署長	河原警備課長
大阪府河内警察署	升谷署長	河野警備課長
大阪府枚岡警察署	合川署長	澤田警備課長
大阪府八尾警察署	佐藤署長	岩崎警備課長
大阪府柏原警察署	羽田署長	細江警備係長
恩智川水防事務組合	瀬川事務局長	
大和川右岸水防事務組合	山下事務局長	
西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部	山本工務次長【欠席】	
近畿日本鉄道(株)大阪統括部施設部	山田工務課長	徳岡主査
西日本電信電話(株)大阪支店	伊藤災害対策室課長 【欠席】	
関西電力(株)大阪南支店	岩松地域統括（大阪東部）	昼神さま
大阪ガス(株)北東導管部	大川マネージャー	宮前チーフ

第29回 中河内地域 水防災連絡協議会 配席図



## 中河内地域水防災連絡協議会規約

### (名称)

第1条 本協議会の名称は、中河内地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

### (目的)

第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災関係機関に提供するとともに、「中河内地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水、津波、高潮又は土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。

2 前項の「中河内地域」とは、東大阪市域、八尾市域及び柏原市域をいい、この協議会で防災・減災対策に取り組む地域とする。

### (組織)

第3条 協議会は、「中河内地域」の防災・減災に関する機関をもって組織する。

2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。

3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のWGを新設することができるものとする。

4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

### (協議会での連絡協議事項)

第4条 協議会で連絡協議する事項は、下記のとおりとする。

- (1) 「中河内地域」における防災・減災対策の取組に関すること
- (2) 各市町村間の情報連絡システムの整備
- (3) 各市町村の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
- (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
- (6) 地域に関する雨量、水位等の情報伝達
- (7) その他

### (行政WGでの検討事項)

第5条 行政WGは、前条の(1)(2)(3)(4)の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項
- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項
- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項

- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「中河内地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

#### (協議会)

第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。
- 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

#### (行政WG)

第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員の内から会長が指名しこれに当たる。
- 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

#### (会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

#### (協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

#### (構成員の任期)

第10条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

#### (事務局)

第11条 事務局は、大阪府八尾土木事務所が行う。

#### (委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は協議会で定めるものとする。

(付則)

平成 3年 5月24日制定

平成30年 2月16日水防法改正に伴う大規模氾濫減災協議会機能付加

(別表1)

(自治体)

大阪府知事  
大阪府八尾土木事務所長  
大阪府八尾土木事務所地域防災監  
大阪府寝屋川水系改修工営所長  
大阪府東部流域下水道事務所長  
大阪府中部農と緑の総合事務所長  
**大阪府藤井寺保健所長**  
東大阪市長  
八尾市長  
柏原市長  
東大阪市消局長  
八尾市消防長  
柏原羽曳野藤井寺消防組合消防長

(国関係)

淀川河川事務所長  
**大和川河川事務所長**  
大阪管区気象台長

(水防事務組合)

恩智川水防事務組合 事務局長  
大和川右岸水防事務組合 事務局長

(警察機関)

布施警察署長  
河内警察署長  
枚岡警察署長  
八尾警察署長  
柏原警察署長

(指定公共機関)

西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部工務次長  
近畿日本鉄道株式会社大阪統括部施設部工務課長  
西日本電信電話株式会社大阪支店災害対策室災害対策課長  
関西電力株式会社大阪南支社地域総括(大阪東部)  
大阪ガス株式会社北東部導管部マネージャー



(別表2)

(水防担当)

大阪管区气象台気象防災部気象防災情報調整官  
大阪府都市整備部事業管理室事業企画課参事  
大阪府八尾土木事務所地域支援・企画課長  
**大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長**  
大阪府東部流域下水道事務所総務企画課長  
大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室長  
東大阪市建設局建設企画室長  
八尾市都市整備部長  
柏原市都市デザイン部長  
恩智川水防事務組合 事務局長

(治水施設整備担当)

淀川河川事務所地域防災調整官  
**大和川河川事務所事業対策官**  
大阪府都市整備部河川室河川整備課参事  
大阪府八尾土木事務所建設課長  
**大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長【再掲】**  
東大阪市建設局土木部長  
東大阪市上下水道局下水道部長  
八尾市都市整備部下水道担当部長  
柏原市上下水道部長

(危機管理担当)

大阪府八尾土木事務所地域防災監【地域支援・企画課長兼務】  
東大阪市危機管理監  
八尾市危機管理監  
柏原市政策推進部危機管理監

## 中河内地域水防災連絡協議会規約新旧対照表

【新】

(別表1)

<p>(自治体)</p> <p>大阪府知事 大阪府八尾土木事務所長 大阪府八尾土木事務所地域防災監 大阪府寝屋川水系改修工営所長 大阪府東部流域下水道事務所長 大阪府中部農と緑の総合事務所長 大阪府藤井寺保健所長 東大阪市長 八尾市長 柏原市長 東大阪市消局長 八尾市消防長 柏原羽曳野藤井寺消防組合消防長</p> <p>(国関係)</p> <p>淀川河川事務所長 <b>大和川河川事務所長</b> 大阪管区気象台長</p>
--

【旧】

(別表1)

<p>(自治体)</p> <p>大阪府知事 大阪府八尾土木事務所長 大阪府八尾土木事務所地域防災監 大阪府寝屋川水系改修工営所長 大阪府東部流域下水道事務所長 大阪府中部農と緑の総合事務所長 大阪府八尾保健所長 東大阪市長 八尾市長 柏原市長 東大阪市消局長 八尾市消防長 柏原羽曳野藤井寺消防組合消防長</p> <p>(国関係)</p> <p>淀川河川事務所長 大阪管区気象台長</p>
--

(別表2)

<p>(水防担当)</p> <p>大阪管区気象台気象防災部気象防災情報調整官 大阪府都市整備部事業管理室事業企画課参事 <b>大阪府八尾土木事務所地域支援・企画課長</b> 大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長 大阪府東部流域下水道事務所総務企画課長 大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室長 東大阪市建設局建設企画室長 八尾市都市整備部長 柏原市都市デザイン部長 恩智川水防事務組合 事務局長</p> <p>(治水施設整備担当)</p> <p>淀川河川事務所地域防災調整官 <b>大和川河川事務所事業対策官</b> 大阪府都市整備部河川室河川整備課参事 大阪府八尾土木事務所建設課長 <b>大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長【再掲】</b> 東大阪市建設局土木部長 東大阪市上下水道局下水道部長 八尾市都市整備部下水道担当部長 柏原市上下水道部長</p> <p>(危機管理担当)</p> <p>大阪府八尾土木事務所地域防災監【地域支援・企画課長兼務】 東大阪市危機管理監 八尾市危機管理監 柏原市政策推進部危機管理監</p>
--

(別表2)

<p>(自治体関係)</p> <p>大阪府都市整備部事業管理室 事業企画課参事 大阪府都市整備部河川室 河川整備課 参事 大阪府八尾土木事務所地域防災監 大阪府八尾土木事務所建設課長 大阪府寝屋川水系改修工営所工務課長 大阪府東部流域下水道事務所総務企画課長 大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室長 東大阪市危機管理監 東大阪市建設局建設企画室長 東大阪市建設局土木部長 東大阪市上下水道局下水道部長 東大阪市上下水道局水道施設部長 八尾市危機管理監 八尾市都市整備部長 八尾市都市整備部下水道担当部長 八尾市水道局長 柏原市政策推進部危機管理監 柏原市都市デザイン部長 柏原市上下水道部長</p> <p>(国関係)</p> <p>淀川河川事務所地域防災調整官 大阪管区気象台気象防災部気象防災情報調整官</p> <p>(水防事務組合)</p> <p>恩智川水防事務組合 事務局長</p>
---

# 中河内地域の減災に係る取組方針 (案)

平成30年5月25日

中河内地域水防災連絡協議会

## ○はじめに

平成**27**年**9**月の関東・東北豪雨災害により鬼怒川の堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長時間の浸水被害が、平成**28**年**8**月の台風第**10**号では岩手県管理河川の小本川が氾濫し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

このような状況を踏まえ、平成**29**年**6**月施行の水防法等の一部改正では、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させ、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現し、被害を二度と繰り返さないための抜本的な対策を講ずることとなっている。

国土交通省においては、平成**29**年**6**月**20**日に緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね**5**年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方等について、緊急行動計画をとりまとめた。また都道府県においては、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめることになった。

大阪府では、府内**8**ブロックの既存協議会を水防法に位置づけられた地域毎の大規模氾濫減災協議会機能を付加した水防災連絡協議会に改組し、洪水、高潮、土砂災害等による防災・減災対策を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資するようにした。

本協議会では、中河内地域の特徴や平成**22**年**6**月策定の「今後の治水対策の進め方」（大阪府）の人命を守ることを最優先とする基本的な理念に基づき、「逃げる・凌ぐ・防ぐ」ことを主眼においた防災・減災に係る取組方針を策定した。

今後、毎年出水期前に開催して、取組状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針を見直していく。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

## ○目標

「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、  
社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築すること。

# 目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（H30本会）

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項	具体的な取組	
<b>（1）円滑かつ迅速な避難のための取組</b>		
<b>① 情報伝達、避難計画等に関する事項</b>		
洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）		大阪府と各市とのホットラインを構築済み。
土砂災害警戒情報の見直し		土砂災害警戒情報の基準見直し及びホームページの更新を実施する。
土砂災害警戒情報の提供（ホットラインの構築）		大阪府と各市とのホットラインを構築済み
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 （水害対応タイムライン）		<p>【多機関連携型タイムラインの作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年夏の試行版完成を目標にタイムラインの作成を行う（寝屋川流域）</li> <li>・試行に引き続き、多機関連携型タイムラインを作成。</li> </ul>
【広域】		<p>【タイムラインの活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風水害訓練等を実施し、関係機関と連携した訓練を通して、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する。</li> </ul>
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 （水害対応タイムライン） （土砂災害タイムライン）		<p>【避難勧告型タイムラインの作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全市において、水害タイムラインを構築済み。</li> <li>・全市において、土砂災害タイムラインを作成済み。</li> </ul>
【市域】		<p>【多機関連携型タイムラインの作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市域における、市町村、警察、消防など関係機関と多機関連携型タイムラインの検討、作成を行う。</li> </ul> <p>【タイムラインの活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風水害訓練や土砂災害対応タイムラインに基づく避難訓練等を実施し、関係機関と連携した訓練を通して、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する。</li> </ul>
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 （水害対応タイムライン） （土砂災害タイムライン）		<p>【タイムラインの作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ単位でのタイムラインの検討、作成支援を行う。</li> </ul> <p>【タイムラインの活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風水害訓練や土砂災害対応タイムラインに基づく避難訓練等を支援する。</li> </ul>
水害危険性の周知促進		<p>【水位周知河川の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会において水位周知河川の拡大について検討する。</li> </ul> <p>【浸水想定の情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模での浸水想定区域図の作成を行う。</li> </ul>
ICTを活用した洪水情報、土砂災害情報の提供		<p>【情報提供の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災情報メール（登録した希望者へのプッシュ型メール配信）の情報提供河川の拡大</li> <li>・防災情報メールの情報提供内容の充実</li> <li>・スマートフォン版のサイト作成（洪水情報、土砂災害情報）</li> <li>・2021年度までに水位、雨量情報のリアルタイム化（水防災情報システムの更新）</li> <li>・きめ細やかな土砂災害情報の提供（土砂災害情報システムの更新）</li> </ul>

## 目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（H30本会）

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項		
具体的な取組		
隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等	・災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市のみでは対応できない場合は、協議会の場を活用して、隣接市町等における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について検討・調整を行う。	
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施（水害、土砂災害）	【避難確保計画の策定】 ・地域防災計画への位置づけ。 ・2021年度までの避難確保計画策定と訓練実施の進捗管理を行う。	
<b>② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項</b>		
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	【浸水想定及び河川水位の情報提供】 ・2020年度までに想定最大規模での浸水想定を6河川で実施。引き続き全14河川でも作成。	
基礎調査の実施と公表と土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定	・基礎調査1巡目が完了し、29年度より2巡目の調査に着手、前回からの地形変化について調査を実施し、変化が認められれば速やかに土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の見直しを行い、その結果の公表を行う。	
水害ハザードマップの作成、周知、活用（水害）	・想定最大規模の洪水による浸水想定区域図（当面は6河川において作成、その後全14河川での作成を目指す）が作成された場合は、市町村において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成・周知。 ・協議会の場等を活用して、国が作成する、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集した「水害ハザードマップ作成の手引き」の周知 ・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知。 ・各市町村の浸水実績をハザードマップに反映させる ・市町村において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討したうえで実施。	
浸水実績等の周知	・協議会の場等で浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知	
水害の記録の整理	・過去の水害の記録（アーカイブ）を整理し、ホームページ等で公表	
防災教育の推進	・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組みの強化 ・出前講座などによる防災教育の推進	
危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	協議会の場等を活用して、危機管理型水位計・カメラの配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。	
河川防災ステーションの整備	・協議会において防災ステーションの設置の必要性及び整備個所について意見交換を行う。	
システムを活用した情報共有	・土砂災害の防災情報ページの更新に合わせ、各市町村の土砂災害に有効な取り組み事例など様々な情報を共有できるページを作成。	
土砂災害ハザードマップの作成促進	全市において土砂災害ハザードマップ作成済み。	

# 目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（H30本会）

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項		
具体的な取組		
<b>（2）的確な水防活動のための取組</b>		
<b>①水防体制の強化に関する事項</b>		
重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域図、洪水リスク表示図の更新委託伴う重要水防箇所の見直し</li> <li>・河川管理者と水防管理者による河川巡視点検の実施</li> </ul>	
水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防団の募集、自主防災組織、企業参画などを促すための具体的な広報について検討、実施</li> </ul>	
水防訓練の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な関係機関、住民参加により実践的な水防訓練になるよう訓練内容の検討、実施</li> </ul>	
水防団間での連携、協力に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通じ、水防団間の連携を図る。</li> </ul>	
<b>②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項</b>		
市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村への指定河川の洪水情報、土砂災害警戒情報等の連絡を実施</li> <li>・浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の災害拠点病院等の関係者への連絡体制の検討</li> </ul>	
市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害拠点病院などの施設管理者に機能確保のための対策実施を働きかける。</li> <li>・市町村庁舎の機能確保を実施する</li> </ul>	
<b>（3）氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組</b>		
<b>氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組</b>		
排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会において、想定最大規模の浸水継続時間の検討と共有を実施</li> <li>・排水計画作成が必要となる地域の検討と作成</li> <li>・排水計画の実施</li> </ul>	
浸水被害軽減地区の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模の浸水想定図のデータを市町村に提供</li> <li>・浸水被害の発生する箇所については地形データを提供</li> <li>・市町村が浸水被害軽減地区の指定を検討、実施</li> <li>・他事例の情報収集、共有</li> </ul>	
流域全体での取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存ストックを活用した治水対策の推進</li> <li>・ため池の治水活用の推進</li> </ul>	

## 目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（H30本会）

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項	具体的な取組	
<b>（４）河川管理施設の整備等に関する事項</b>		
<b>河川管理施設の整備等に関する事項</b>		
河川砂防施設の整備・維持管理（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備計画、中期計画に基づき、順次河川整備を推進する。</li> <li>・土砂災害発生の危険度及び災害発生時の影響度により対策箇所の重点化を図り整備を進める。</li> <li>・河川特性マップの周知及び共有</li> <li>・河川特性マップをふまえた河川施設の維持管理（施設の老朽化・堆積土砂・草木対策等）の実施内容について協議会で共有</li> </ul>
決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行整備内容（余裕高部、パラペット、天端部の補強等）の協議会での共有</li> <li>・危機管理型ハード整備の整備区間及び、整備の可否について検討</li> </ul>
樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保		確実な施設の運用体制が必要な施設の抽出と体制の検討
施設管理の高度化の検討		<b>【施設管理におけるドローンの活用】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の国からの情報提供を踏まえ、活用方法を検討する。</li> </ul>
<b>（５）減災・防災に関する国の支援</b>		
<b>減災・防災に関する国の支援</b>		
水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援		・交付対象事業の周知
適切な土地利用の促進		<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク表示図の公表を実施。</li> <li>・関係機関（市開発窓口へのリスク図備え付け、不動産関係事業者、農業委員会でのリスク周知など）への水害リスクの周知</li> <li>・開発申請者などへのリスクの周知</li> </ul>
災害時及び災害復旧に対する支援		災害復旧事業にかかる市町村支援として研修やマニュアルの充実を図る。 大阪府における災害復旧事業の事務手続きを詳しく記載した「災害査定マニュアル」の更新。
災害情報の地方公共団体との共有体制強化		統合災害情報システム（Dimaps）の利用促進に向けた調整。
補助制度の活用		<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強に要する費用の一部に対し、補助金（住宅・建築物安全ストック形成事業など）の適用を可能とするため、市は要綱の作成を行い、積極的な補助制度の活用を推進する。</li> </ul>



# 中河内地域における指定河川





## 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方（平成 29 年 1 月）」等を踏まえた緊急対策～

平成 29 年 6 月 20 日

国 土 交 通 省

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨による甚大な被害を踏まえ設置された「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」の答申を踏まえ、国土交通省では「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」の取り組みを国管理河川を中心に進めてきた。

このような中、平成 28 年 8 月、台風 10 号等の一連の台風によって、中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

この災害を受け、とりまとめられた同委員会の答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、「大規模氾濫減災協議会」制度の創設をはじめとする水防法等の一部改正を行うなどの各種取組を進めているところである。

今般、両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね 5 年（平成 33 年度）で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として緊急行動計画をとりまとめた。

今後、国土交通省としては、本計画を踏まえ、都道府県等の関係機関と緊密に連携し、各種取組を緊急的かつ強力に推進することで、「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指す。



# 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方（平成29年1月）」等を踏まえた緊急対策～

## 背景

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生。（社会資本整備審議会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」（答申），平成27年12月）
- 平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生。（社会資本整備審議会「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」（答申），平成29年1月）

「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築

## 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について、実効性をもって着実に推進するため、概ね5年（平成33年度）で取り組むべき方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として32項目の緊急行動計画をとりまとめたもの。

### (1) 水防法に基づく協議会の設置

- ・平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づき協議会を設置し、全ての協議会において、概ね5年間の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりとめ

### (2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

- ①情報伝達、避難計画等に関する事項
  - ・水害対応タイムラインの作成促進：国管理河川においては、6月上旬までに作成が完了
  - ・要配慮者利用施設における避難確保：平成33年度までに対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施 等（他4項目）
- ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項
  - ・浸水実績等の周知：平成29年度中に、協議会において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知
  - ・防災教育の促進：平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手 等（他2項目）

### (3) 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型水位計：国管理河川においては、平成29年度までに危機管理型水位計配置計画を作成し、順次整備を実施
- ・危機管理型水位計：都道府県管理河川においては、協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施
- ・危機管理型ハード対策：国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備（他1項目）

### (6) 減災・防災に関する国の支援

- ・水防災意識社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援：防災・安全交付金による支援
- ・都道府県間の災害時及び災害復旧への支援：平成30年度までに災害対応のノウハウを技術移転する人材育成プログラムを作成し研修・訓練等を実施 等（他3項目）

### (3) 的確な水防活動のための取組

- ①水防体制の強化に関する事項
  - ・重要水防箇所共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（建設業者を含む）が共同して点検
  - ・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等（他2項目）

### (2) 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有

### (4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善：平成32年度までに国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水計画を作成
- ・浸水被害軽減地区の指定：浸水被害想定地区の指定にあたって、水防管理者の参考となる氾濫シミュレーション結果等を情報提供

### (5) 河川管理施設の整備等に関する事項

- ・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,200kmにおいて実施
- ・ダム再生の推進：「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施 等（他3項目）

その他、検討に一定の時間を要す以下の調査研究等の取組についても、着実に検討。

- ・洪水予測精度の向上や、降雨から流出までの時間が短い中小河川における水位予測技術の開発
- ・水害リスクを適切に評価するため、洪水氾濫による経済活動等への影響に関する調査研究
- ・流水による流下阻害対策や土砂流出による河床変動を把握するための研究
- ・局所的な集中豪雨など、近年の降雨状況の変化などを適切に評価し、評価のうえ治水計画の見直しに関する検討 等

# 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(主な取組)

## 水防法に基づく協議会の設置

○平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年出水期までに、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき協議会を、水防法に基づき協議会へ移行したうえで、「地域の取組方針」を確定し、減災対策を充実	平成30年出水期までに、既に設置されている協議会を、水防法に基づき協議会へ移行し、又は新たに設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ	毎年、協議会を通じて取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の早直しを実施		



協議会の開催状況

## 協議会での取組事項

- ①現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- ②水害対応タイムラインの作成・改善
- ③住民等に対する洪水予報や浸水想定等の情報提供の方法の改善
- ④近隣市町村への避難体制の整備
- ⑤水防団間の応援・連絡体制の整備
- ⑥堤防上で水防活動のスペースを確保等するための調整等

## 水害対応タイムラインの作成促進

- 平成29年6月上旬までに、国管理河川全ての沿川市町村において水害対応タイムラインの作成が完了(平成32年度までとしていた現在の作成目標を大幅に前倒し)
- 平成33年度までに、都道府県管理河川沿川の対象となる市町村において、水害対応タイムラインを作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月上旬までに国管理河川全ての沿川市町村で避難勧告発令型の水害対応タイムラインを作成	毎年の出水期前、関係機関と水害対応タイムラインの確認を行うとともに、水害対応訓練等にも活用し、得られた課題を水害対応タイムラインに反映			

協議会を活用し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成

## 水害危険性の周知促進

- 協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」にとりまとめ
- 平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
協議会の場等を活用し、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施。平成30年出水期までに「地域の取組方針」にとりまとめ	平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知(既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ、約2,500河川で水害危険性を周知)			

## 要配慮者利用施設における避難体制構築への支援

- 平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施
- 平成29年度中に、モデル施設において避難確保計画を作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月までに ・要配慮者利用施設管理者向け計画作成手引きの充実 ・市町村等向け点検用マニュアル作成 ・要配慮者利用施設向け説明会の開催				

平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、岩手県、岡山県、兵庫県のモデル施設において避難確保計画を検討・作成、とりまとめた知見については協議会等の場で共有。

- ・平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施
- ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況について、毎年市町村等を通じて確認し、協議会で進捗状況を共有

## 防災教育の促進

- 平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- 平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成28年度より、28校において指導計画の作成支援を先行して実施	平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会に、心算避難訓練等を中心とした防災教育に関する指導計画を作成できるよう支援	平成30年度末までに、国の支援により作成された指導計画を都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有	平成31年度	平成32年度	平成33年度

引き継ぎ、防災教育の実施を支援

(平成29年9月31日に改訂された新学習指導要領の全面実施)

# 中河内地域における現状の 防災・減災に関する取組について

目標：「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、  
社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築すること。

300525 中河内地域水防災連絡協議会

# 中河内地域の概要

## 中河内地域の概要

- 面積：約129km<sup>2</sup>
- 人口：833,696人  
(平成30年3月1日現在)
- 地勢：東に急峻な生駒山系が南北に連なり、南には一級河川大和川が大阪湾に向かって流れ、その間に、旧大和川氾濫原から形成された平坦な地形が広がっています。

八尾土木事務所管理	10河川
寝屋川水系改修工営所管理	3河川
東大阪市管理委託	2河川
合計	14河川(重複1河川)





# 情報伝達、避難計画等に関する事項

## 情報伝達に関する各市の取り組み

今後・5年間の取組

洪水、土砂災害タイムラインも活用した避難訓練等を実施し、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する。

市	項目	内容
東大阪市	エリアメール/緊急速報メールの活用 屋外スピーカーの活用 広報車の活用 ホームページ・フェイスブック	避難情報・避難所開設状況の提供
八尾市	エリアメールの活用 屋外スピーカーの整備 HP、SNSの活用	避難情報、危険度情報の発信
柏原市	エリアメールの活用 屋外スピーカーの活用 HP、SNSの活用	避難情報・避難所開設情報の提供

# 情報伝達、避難計画等に関する事項

## タイムラインの構築

今後・5年間の取組  
寝屋川流域で進めている府・市・警察・ライフライン・鉄道機関等の多機関が連携したタイムライン作成を他流域でも進める。

台風襲来などの大規模水害に備え、市、府などの関係機関と連携し、事前に取りるべき行動を時系列で整理したタイムライン（防災行動計画）を作成

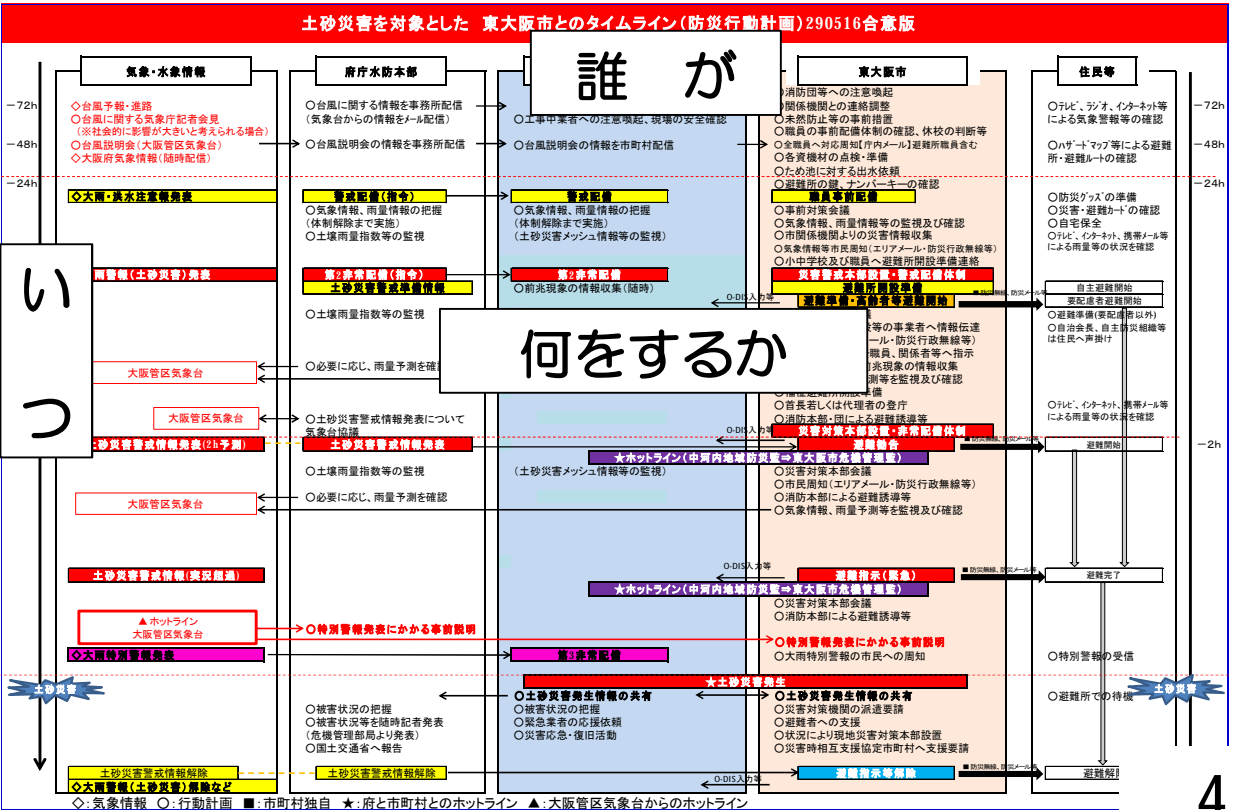
【タイムラインとは】

【避難勧告型タイムライン（事例：東大阪市⇔八尾土木）】

災害が発生することを前提として、関係機関が事前にとるべき行動を「いつ」「誰が」「何をするか」に着目した防災行動計画を作成。

「いつ」を決めることで、其々が迷う時間を少なくし、「時間軸」を考慮することで、行動の無理・無駄が把握できます。

「誰が」「何を」をすることを1枚にまとめて共有することで、関係者が連携した防災活動、避難行動に繋がります。





# 情報伝達、避難計画等に関する事項

## ICTを活用した洪水情報の提供

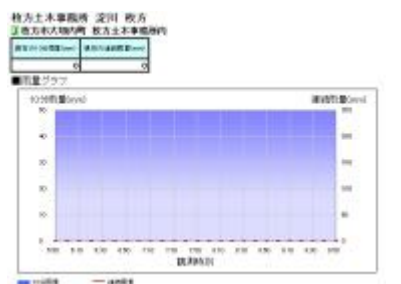
今後・5年間の取組

防災情報メールの情報提供河川の拡大、情報内容の充実。2021年度までに水位や雨量情報のリアルタイム化。きめ細やかな土砂災害情報の提供（砂防情報システムの更新）など

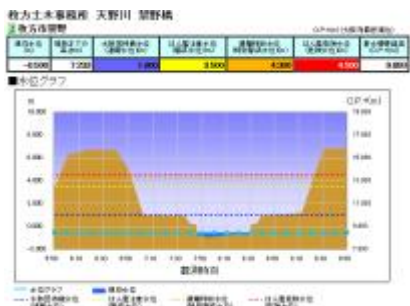
現行で提供している河川水位や雨量などの防災情報の充実に加え、ICTを活用し住民へ分かりやすい防災情報の提供に努める

### 【HP等で提供している防災情報】

雨量情報



水位情報



管内河川の河川画像



### 【防災情報の充実案】



現行：河川水位や雨量、府管理河川の河川カメラ画像をHP上で提供、気象情報、河川水位上昇及び避難勧告等の防災情報をメール配信

# 情報伝達、避難計画等に関する事項

## 避難確保計画に関する各市の取り組み

今後・5年間の取組

市は、地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設管理者に対して、2021年度までに避難確保計画策定と訓練実施の周知や支援、進捗管理を行う。府は、市を支援する。

市	項目	内容
東大阪市	地域防災計画に明記	浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に設置されている要配慮者利用施設について避難確保計画策定の周知、それに基づく避難訓練実施の周知
八尾市	地域防災計画に追記 (H30年度予定)	要配慮者利用施設の記載から、避難確保計画策定・訓練実施の周知・支援・進捗管理を踏まえた記載に追記
柏原市	地域防災計画に明記	要配慮者施設について、避難確保計画策定の周知、また計画に基づく避難訓練実施の周知

# 平常時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

## 災害情報の周知に関する各市の取り組み

今後・5年間の取組

大阪府は、寝屋川などで想定最大規降雨による浸水想定区域図の作成、公表を行う。市は、同上浸水想定区域図を基に防災ハザードマップを更新、周知に努める。

市	項目	内容
東大阪市	広報・啓発	防災講習会、訓練の実施、市政だより、ホームページ、自主防災組織講習会
八尾市	広報紙 防災週間など各種イベントを通じて啓発	防災マップを利用した災害リスクの周知
柏原市	広報・啓発	平成30年6月に新たに更新した総合防災マップを利用し、災害リスクを周知する。

# 平常時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

## 防災教育に関する各市の取り組み

今後・5年間の取組

教育委員会等と連携・協力して、学校における防災教育が充実される取組みを強化するとともに、出前講座などによる防災教育を推進する。

市	項目	内容
東大阪市	防災講習会	新規担当教員に対する講習会
八尾市	防災講習会 防災授業	要請がある際に防災教育を実施
柏原市	防災授業等の実施	大和川河川事務所の支援のもと、防災授業や教材の作成を実施する。

# 水防体制の強化に関する事項

## 水防訓練の充実

今後・5年間の取組

- ・多様な関係機関、住民参加により実践的な水防訓練になるよう訓練内容の検討、実施

機関	項目	内容
大阪府	大阪府風水害訓練	毎年、出水期前に都市整備部全体で実施
東大阪市	東大阪市総合防災訓練	11月 花園中央公園
八尾市	八尾市地域防災総合訓練	2年毎に地域住民と訓練を実施する
柏原市	水防に関する訓練の充実	消防団員を対象に、大和川右岸水防事務組合を講師に招き、災害対策訓練を実施した。
恩智川水防事務組合	恩智川水防訓練	毎年4月第四土曜日に、八尾市、東大阪市、各方面隊、及び両市職員参加の6小隊による水防訓練を行う



# 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

## 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実

今後・5年間の取組

- ・災害拠点病院などの施設管理者に機能確保のための対策実施を働きかける。
- ・市町村庁舎の機能確保を実施する。

機関	項目	内容
東大阪市	庁舎の耐震化を図る 医療機関に耐震化を働きかける	
八尾市	医療機関に防災体制の強化を働きかける	庁舎の防災体制強化済(発電施設を2階に移設・通信機能を増設)
柏原市	庁舎の建て替えを行う	新庁舎の建設を行い、防災拠点の強化を図る。
恩智川水防事務組合	水防倉庫の耐震化を図る	木造水防倉庫の廃止及び建替え H27年当初16棟を9棟に再編整備

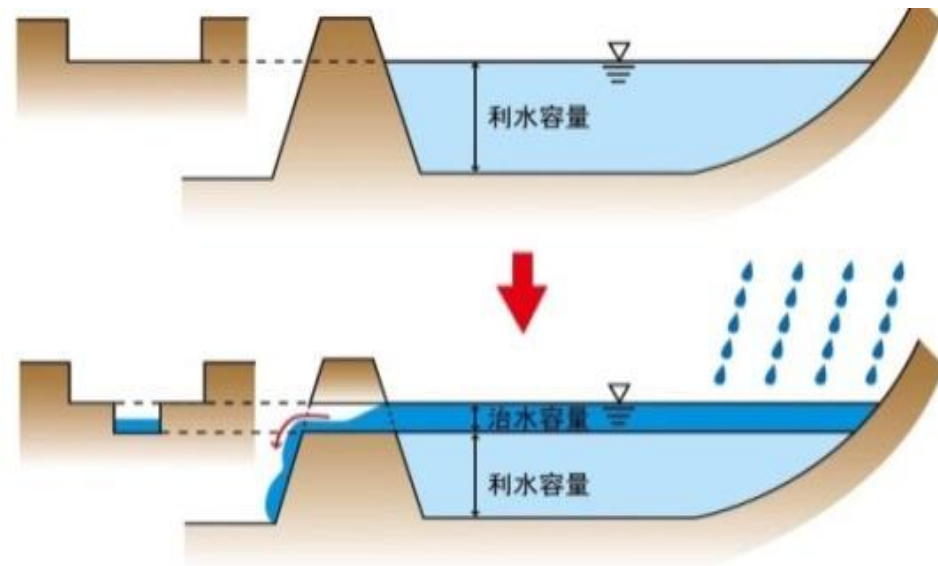
# 氾濫水の排水、浸水、被害軽減に関する取組

## ため池の治水活用の推進

大阪府ため池防災・減災アクションプラン（平成27年11月策定）に基づき、河川整備計画等に流出抑制対策として効果が高いと認められるため池については、河川管理者と共に、ため池管理者等と調整を図りながら洪水調節機能を賦与・増進するための対策を検討・実施し、地域の危険度の低減に寄与できるよう努める。

### 治水活用イメージ図

余水吐を切り下げることによって、水位を低下させる。



【効果：下流域への河川や下水への流出抑制】

大雨が降った際、切り欠け部分から流出する以上の雨水が、一時的にため池で貯水される  
四條畷市室池での実施事例(H29)では、本取組により、川へ流れだす水量が従来の約半分に減少

# 河川管理施設の整備等に関する事項

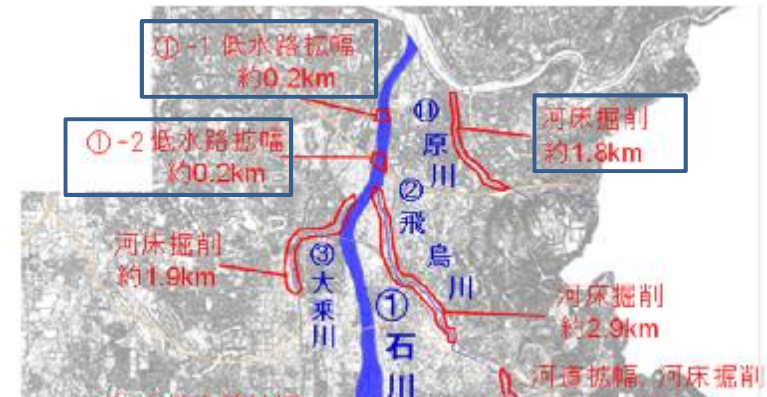
## 河川管理施設の整備等（計画）

中河内地域の河川施設の整備については、「寝屋川ブロック河川整備計画」、「石川ブロック河川整備計画」（石川の一部、原川）に基づき、計画期間（今後20～30年）において、時間雨量50mm程度の降雨による床下浸水の発生を防ぎ、かつ、時間雨量65mm程度（原川は80mm程度）の降雨による床上浸水の発生を防ぐこと目標に整備を進める

### 寝屋川ブロック



### 石川ブロック (石川の一部、原川)



### 寝屋川流域総合治水対策 流量分担計画



# 河川管理施設の整備等に関する事項

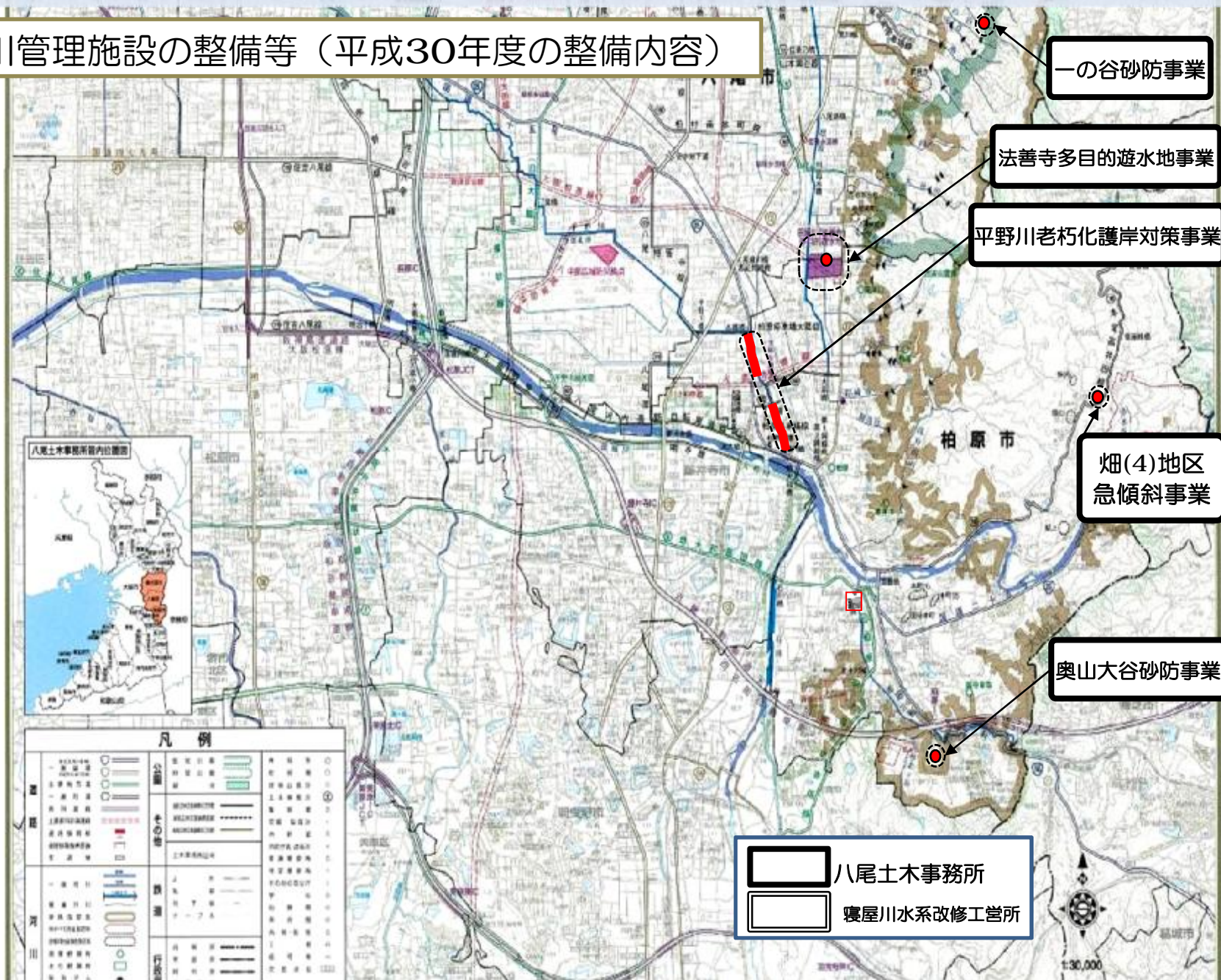
河川管理施設の整備等（平成30年度の整備内容）

中河内地域の河川管理施設等（地下河川・増補幹線除く）の整備状況（平成30年度）



# 河川管理施設の整備等に関する事項

河川管理施設の整備等（平成30年度の整備内容）



# 河川管理施設の整備等に関する事項

## 河川管理施設の整備等（平成30年度の整備内容）

今後・5年間の取組

河川整備計画や中期計画等に基づき、順次、河川整備を推進。

また、土砂災害発生危険度の危険度及び災害発生時の影響度から対策箇所の重点化を図り整備を進める。

法善寺多目的遊水地事業  
（排水施設工事）  
【八尾土木事務所】



一級河川恩智川河川改修事業  
（上之島戸堰の撤去工事）  
【寝屋川水系改修工営所】



鬼虎川砂防事業  
（砂防えん堤工事）  
【八尾土木事務所】



# 河川管理施設の整備等に関する事項

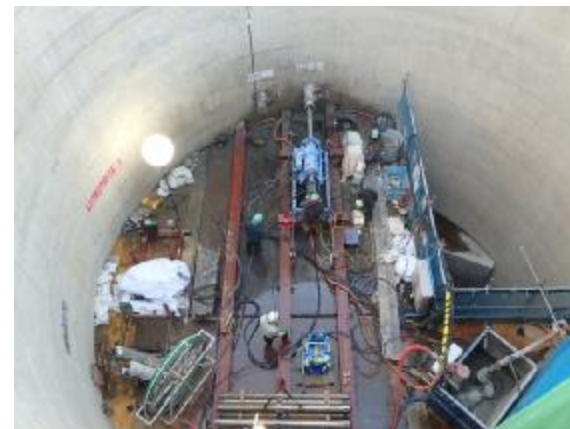
## 河川管理施設の整備等（平成30年度の整備内容）

布施公園調節池整備事業  
（調節池築造工事（土留工））  
【寝屋川水系改修工営所】



調節池イメージ図

寝屋川南部流域  
（中央北増補幹線分水施設築造工事）  
【東部流域下水道事務所】



接続管 施工状況

# 河川管理施設の整備等に関する事項

## 寝屋川南部地下河川と 下水道増補幹線の整備状況

平成30年度

◆現状

- 貯留量：96万m<sup>3</sup>
- 集水区域：8,000ha（供用済6,600ha）



平成25年度着手  
約1,200ha

大阪市街路事業と  
の共同事業により、  
用地買収(地上権  
設定)を実施

H2年度～順次区域拡大  
6,600ha 供用済

- 凡例
- 寝屋川水系改修工営所
- 地下河川（整備中）
  - 地下河川（完成）
- 東部流域下水道事務所
- 下水道増補幹線（整備中）
  - 下水道増補幹線（完成）

◆地下河川整備状況  
○計画延長：13.4km  
（供用済 11.2km）



# 河川管理施設の整備等に関する事項

## 河川施設等の維持管理

今後・5年間の取組

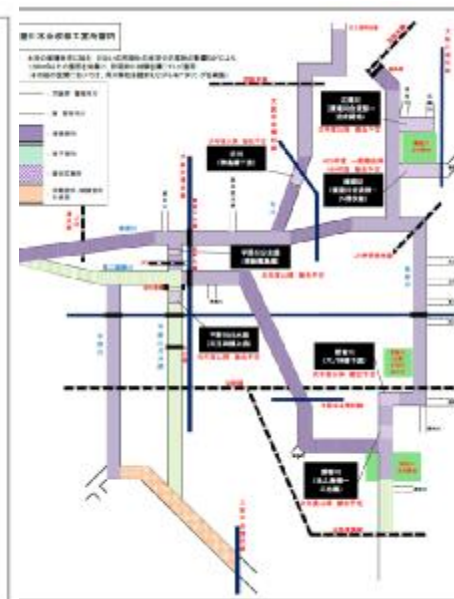
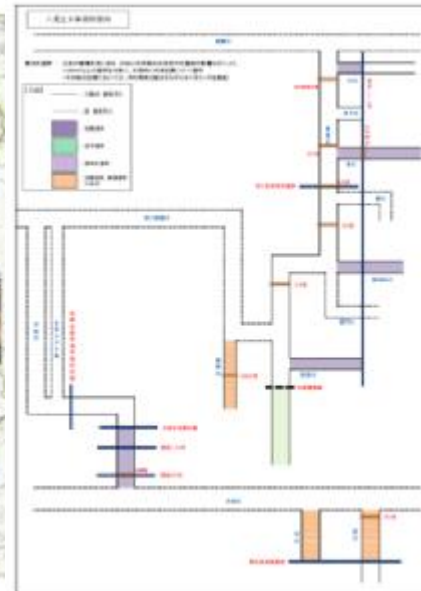
河川特性マップを周知、共有するとともに、これを踏まえた河川施設の維持管理(施設の老朽化・堆積土砂・草木対策等)の実施内容を共有する。

大阪府では、河川や砂防施設の定期点検や必要に応じて緊急点検を実施し、施設の状況を把握し、堆積土砂撤去など適切な維持管理に努めている。また、身近な河川や砂防施設の状況を知って頂くために府民へ「河川砂防施設の点検結果」や「河川特性マップ」をHPで公表している。

【河川堆積土砂除去など】

【河川砂防施設点検結果】

【河川特性マップ】



H30.3末時点では、中河内地域の河川砂防施設に、要注意箇所・緊急対応実施箇所は存在していないため点検結果は掲載していない。



行政ワーキング結果の報告

平成30年3月28日

中河内地域水防災協議会平成29年度第一回行政ワーキング

議事概要

- (1) 行政ワーキングメンバーについて議論
- (2) 被災履歴の収集について議論

平成30年4月27日

中河内地域水防災協議会平成30年度第一回行政ワーキング

議事概要

- (1) 取組方針について議論
- (2) 中河内地域水防災連絡協議会について議論